

令和 7 年 6 月 2 日

鶴岡市長 皆川 治 様

申請者 住 所 鶴岡市馬場町9-25
名称及び
代表者氏名 鶴岡 太郎

令和7年度補助金等交付申請書

令和7年度において 鶴岡市新規創業等支援事業 を実施したいので、
金 300,000 円を交付されるよう、鶴岡市補助金等に関する規則第3条の規定により
関係書類を添付して申請します。

【事業区分】＜新規創業・移住開業型＞

- ☒ 新規創業者（個人事業主・法人）
☐ 県外から市内に移住し開業した個人事業主
☐ 事業承継を行う譲受側の者（個人事業主・法人）

※「令和7年度鶴岡市新規創業等支援補助金申請要領＜新規創業・移住開業型＞」をご確認の上、
該当する区分にチェックしてください。

事業計画書			
事業の名称	鶴岡市新規創業等支援事業	補助金対象 経費期間	自 令和7年6月2日 至 令和7年11月30日
事業の内容	1. 本市での創業・開業・事業承継のきっかけ（具体的に） 高校生の頃からいつかは自分の店を持ちたいと考えており、これまで会社員として就業していましたが、開業資金も貯まったため、長年の夢であった飲食店を開業することになりました。		
	2. 主な商品・製品・サービス等（特徴があれば詳細に記載してください。） 地元産野菜を使ったサラダ（サラダバーとして10種の野菜を準備します。） ※ドレッシングにも温海かぶなど在地野菜を使い、地元産にこだわります。 三元豚を使った豚料理を中心にしつつ、季節に合わせた汁物（孟宗汁、芋煮、どんがら汁など）も提供します。		
	3. 主な顧客ターゲットやセールスポイント、自社の強み・コンセプト サラダバーを設置することもあり、ヘルシー志向の方や女性客をターゲットにします。セールスポイントは上記に記載のとおり10種の野菜が常時設置されているサラダバーです。鶴岡にはサラダバーを推し出している飲食店をあまり見かけないので、他店とも差別化が期待できます。自社の強みとしては、親戚に農家がいるため契約栽培をお願いし、採りたて直送の野菜が提供できることです。コンセプトは「自宅のようにくつろげるごはん処」です。ゆっくりくつろげる空間も提供できるよう店舗空間づくりにも力を入れます。		
事業の効果	4. 創業・開業・事業承継を行ったことの効果（顧客からの評価や売上高など） インバウンド需要もあることから、観光客含め地元料理を食べたい外食需要のニーズに応える店舗になることが期待できます。売上については土日がランチ15組、ディナー10組で、平日はその半分程度の来客になると見込んでおり、事業開始直後は月75万円、将来的には月100万程度の売上を期待しています。		
	5. 長期的に事業を継続するための今後の取組み 昨今の物価高騰の影響は大きいため、魅力あるメニュー作りを継続していき、将来的に価格転嫁をした際にもお客様が離れていかない店舗となるように工夫していきたいです。また、SNSの中でも特に料理のおいしさが伝わりやすいと考えているInstagramを毎日更新し、情報発信をすることで、地元のフォロワーだけでなく、観光客にも伝わるよう努めていきます。		
備考			

様式第1号（第6項関係）

事業概要書

1. 申請者情報

助成対象者要件	個人 ☒ 1新規創業者 ☐ 2市内移住者 ☐ 3事業承継する譲受手 ☐ 4事業構想等事業化	法人 ☐ 5新規創業者 ☐ 6事業承継する譲受手 ☐ 7事業構想等事業化	
ふりがな氏名	つるおか たろう 鶴岡 太郎	生年月日	1993年10月1日（満31歳）
		性別	☒ 男 ☐ 女 ☐ その他
住所	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25		
連絡先	TEL： 0235-35-1299 E-mail： shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp		
創業前の職業	☐ 1会社役員 ☐ 4パートタイマー・アルバイト ☒ 2会社員 ☐ 5学生 ☐ 3専業主婦・主夫 ☐ 6その他（ ）		

2. 支援を受けた創業支援事業者情報及び認定特定創業支援等事業

支援事業者情報	創業支援事業者	公益財団法人庄内地域産業振興センター
	担当者役職・氏名	創業相談員 鶴岡 花子
区分	特定創業支援等事業名	期間又は受講・相談日（相談時間）
経営	創業個別相談	2024/4/2（1時間）
財務	創業個別相談	2024/5/8（2時間）
人材育成	創業個別相談	2024/5/1（1時間）
販路開拓	創業個別相談	2024/5/10（1時間）、2023/5/15（1時間）

※ 産業競争力強化法施行規則（平成26年度経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の添付に代えることができる。
※ 市内移住者は支援事業者情報のみの記載で可。事業承継等を行う譲受側の者は記載不要

3. 事業所情報

事業所名	鶴岡ごはん食堂		
事業所所在地	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25		
起業形態	☒ 1個人事業 ☐ 4合資会社 ☐ 2株式会社 ☐ 5合名会社 ☐ 3合同会社		
創業日	令和7年10月1日	営業開始日	令和7年10月1日
事業所所有形態	☐ 1自己所有 ☒ 2賃貸 ☐ 3その他（ ）		

業種	M_宿泊業，飲食サービス業			職業又は事業目的	飲食店	
営業時間	11：00 ～ 14：00 17：00 ～ 21：00			定休日	毎週水木	
従業員数	正規従業員	0人	臨時従業員	0人	合計	人

※ 業種は日本標準産業分類（令和5年7月告示）（令和6年4月1日施行）大分類より選択すること

※ 職業又は事業目的は、個人事業主は開業届の記載の職業を記載し、法人は履歴事項全部証明書に記載の目的で主たるものを記載すること

4. 事業開始後の見通し

（単位：円）

		事業開始当初	1年後	軌道に乗った頃 (3年後)	売上高・仕入高 経費等の積算根拠
売上高①		750,000	900,000	1,080,000	<売上> ○平日 ランチ1,000×10人×15日＝150,000円 ディナー2,000×8人×15日＝240,000円 ○土日 ランチ1,000×15人×8日＝120,000円 ディナー2,000円×15人×8日＝240,000円 <仕入> 15,000円×23日＝350,000円
売上原価②（仕入高）		350,000	420,000	504,000	
売上総利益③（①-②）		400,000	480,000	576,000	
販売費及び一般管理費	人件費				
	人件費（事業主分）※法人のみ				
	家賃	70,000	70,000	70,000	
	水道光熱費	40,000	50,000	60,000	
	通信費	30,000	30,000	30,000	
	消耗品費				
	その他	100,000	100,000	130,000	
販売費及び一般管理費合計④		240,000	250,000	290,000	
営業利益（③-④）		160,000	230,000	286,000	

※ 販売費および一般管理費の枠が不足する場合は適宜追加すること

※ 事業構想等を事業化するものにあつては、本事業単独での見通しを記載すること

収 支 予 算 書					
収 入	区 分 総 額	収 入 内 訳			
		市補助金	自己資金		
	419,800円	300,000円	119,800円		
支 出	区 分	金 額	積 算 の 内 容		
			経費名称	金 額	
	(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる費用				
		円			
	(2) 店舗等借入料		家賃10月～12月 70,000円×3ヶ月	210,000円	
		210,000円			
	(3) 固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入に係る費用		インターネット契約料・工事費	13,000円	
		29,800円	インターネット月額料10～12月 5,600円×3ヶ月	16,800円	
	(4) リース料 (契約の初月から3月分を上限とする。)				
		円			
	(5) 事業に専用に利用する工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費				
		円			
	(6) 広告宣伝費		フリーペーパー掲載費 80,000円	80,000円	
		180,000円		50,000円	
			メニューパンフレット作成費1000部×50円	50,000円	
	(7) 店舗等リフォームに係る工事費				
		円			
	(8) クラウドファンディング運営事業者に対する利用手数料				
		円			
	(1)～(8) 小計	419,800円	※(8)の補助対象対象経費上限額		
	(9) 事業に専用に利用する機械設備費				
		円			
合 計		419,800円			

令和7年6月2日

市税納付状況の照会に係る届出

鶴岡市長 皆 川 治 様

申 請 者

フリガナ ツルオカシババチョウ

住 所 鶴岡市馬場町9-25

フリガナ ツルオカタロウ

氏 名 鶴岡 太郎

生年月日 H 5 年 10 月 1 日 (個人のみ)

電話番号 0235-35-1299

鶴岡市新規創業等支援補助金の交付申請にあたり、私（又は法人名）の鶴岡市の市税納付状況について、商工課が納税課又は市民福祉課に照会することに

☒ 同意します。

☐ 同意しません。

(納税証明書の添付が必要となります)

※上記の「同意します」又は「同意しません」のうち該当する箇所を○で囲んでください。

〈照会する納付状況確認対象市税〉

個 人：個人市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

法 人：法人市民税、固定資産税・都市計画税

〔留意事項〕

- (1) 同意されない場合は、「納税証明書」を添付して申請してください。
- (2) 当該市税を10日以内に納付している場合は、納付状況を確認できない場合がありますので、領収書や口座振替用の預金通帳等、納付した事実が確認できる書類をご持参ください。（法人市民税の場合は、申告書の控えもご持参ください。）

暴力団排除に関する誓約書

☒ 私 ☐ 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 鶴岡市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、鶴岡市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県鶴岡警察署に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、鶴岡市との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、鶴岡市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

鶴岡市長 様

令和 7 年 6 月 2 日

住所（又は所在地）

鶴岡市馬場町9-25

商号又は名称

代表者氏名

鶴岡 太郎

